

Ⅱ 平成 27 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の改善方策についての検討状況

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている（目標管理型の政策評価）。

目標管理型の政策評価については、平成 23 年度に試行的取組を行って以来、これまで、①目標や目標を達成するための手段等をあらかじめ明らかにする事前分析表と評価書の標準様式の導入、②行政事業レビューとの連携及び③標準化・重点化（注）といった取組を推進してきた。

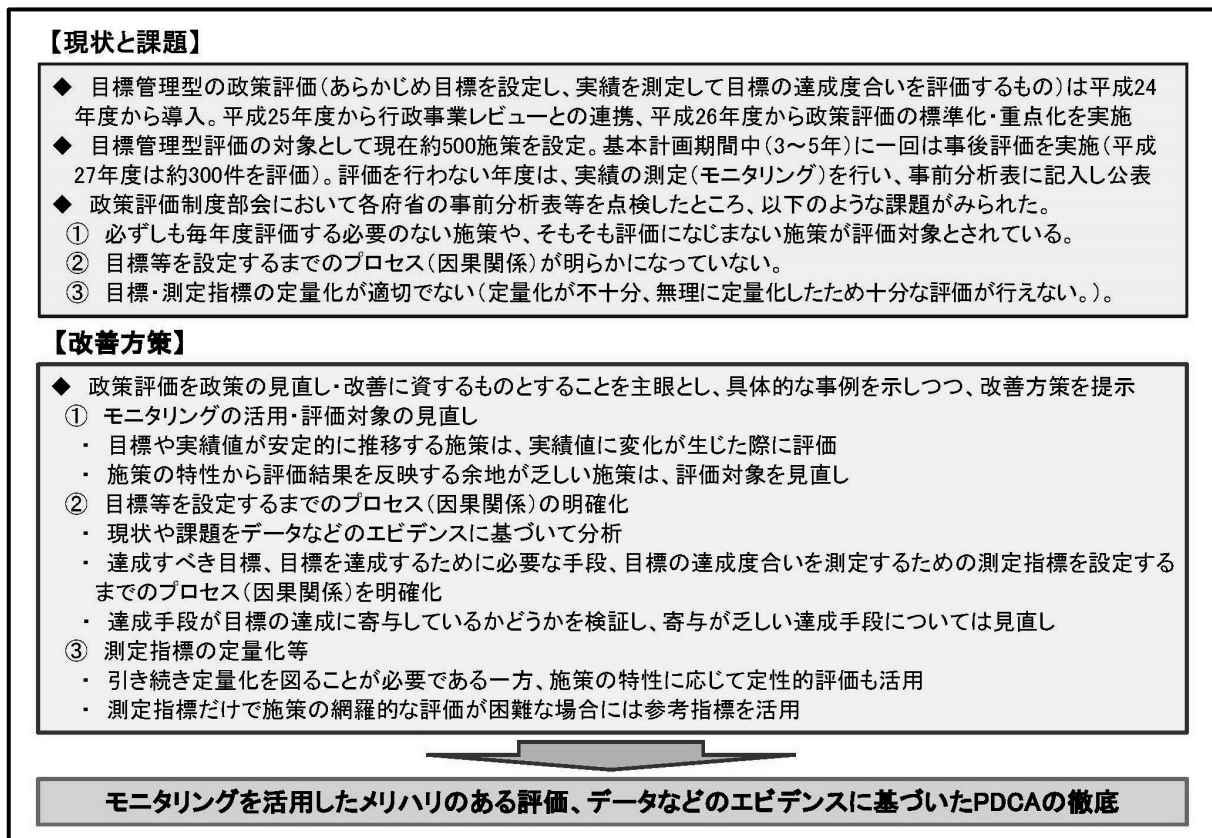
（注）具体的には、①施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の 5 区分で目標の達成度合いを明示すること（標準化）とするとともに、②毎年度の評価対象の重点化を図り、施策の節目に合わせて評価を実施すること（実施時期の重点化）とし、その際、③これまでよりも一歩踏み込んだ評価を行うこと（内容の重点化）とした。

一方、目標管理型の政策評価をめぐるっては、旧政策評価・独立行政法人評価委員会（平成 27 年 3 月末まで総務省に設置）の提言（同年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省においては、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表を作成する段階で、目標や測定指標の設定の改善が必要である」、「国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示す指標の更なる開発・設定を重視していく必要がある」などが挙げられている。また、「政策評価制度に関する決議」（平成 27 年 7 月 8 日参議院本会議）においても、同様の指摘がなされたところである。

平成 27 年 4 月に発足した政策評価審議会においては、政策評価制度部会に目標管理型評価ワーキング・グループを設置し、目標管理型の政策評価の改善方策について検討を行った。平成 28 年 2 月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、具体的な事例を示しつつ、①モニタリングの活用・評価対象の見直し、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等について、改善方策を取りまとめた（図 1 参照）。

平成 28 年度も引き続き各行政機関の評価の実例を踏まえた目標管理型の政策評価の改善方策の検討を行うこととしている。

図1 「目標管理型の政策評価の改善方策（平成27年度）」の概要



2 規制に係る政策評価の改善方策についての検討状況

各行政機関では、規制（社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの）の新設又は改廃を目的とする政策について、事前評価の実施が義務付けられている。

一方、規制の事前評価をめぐるっては、旧政策評価・独立行政法人評価委員会の提言（平成27年3月9日）において、今後の課題として、「各府省が作成する評価書は質が向上し、説明責任を果たすことにも貢献しているが、費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分である上、評価書の作成・公表のタイミングについても検討の必要がある」、「評価結果が規制の新設・改廃の検討により活用されるよう、総務省としても検討を進めるべきである」とされている。

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に規制評価ワーキング・グループを設置し、規制に係る政策評価の改善方策について検討を行った。平成28年2月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、具体的な事例を示しつつ、①ベースライン（比較対象となる規制の新設・改廃を行わなかった場合の状況）の適切な設定、②費用・便益の定量化・金銭価値化の方法（金銭価値化が困難な場合でも可能な限り定量化）及び③代替案（比較対象となる規制以外の手段、他の規制手法）の適切な設定について、改善方策を提示した（図2参照）。

平成28年度も引き続き各行政機関の評価の実例を踏まえた規制に係る政策評価の改善方策の検討を行うこととしている。

図2 「規制に係る政策評価の改善方策（平成27年度中間取りまとめ）」の概要

